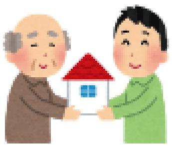

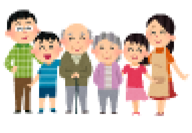

両立するものです。

ですので，最高裁判所は，相続税の節税を目的とする縁組であっても直ちに無効とはならないと判断したと思われます。

4　節税目的の養子縁組が無効になることはないのか?

この判決が出たからといって相続税の節税目的の養子縁組が常に無効とならない，というわけではありません。

養親と養子の間に「親子関係を築く意思がなかった」と言えるような他の事情があれば養子縁組が無効となる可能性は十分あります。

この裁判では，そのような事情を認めることができなかったので，AとBの養子縁組が無効とならないと判断されたに過ぎません。

5　まとめ

養子縁組の効力を争いたい場合，大切なのは養親と養子に「親子関係を築く意思があったといえるかどうか」です。
では，どのような事情がある場合に，「親子関係を築く意思」の存在が否定され，養子縁組が無効となるのか。
それは事案によって様々ですので一度当事務所までご相談いただければと思います。

弁護士　鈴木　満

無料相談　次の一歩を踏み出すために

※必ず事前にご予約のうえ、お越しください。

電話番号　048-862-0355
（受付時間　平日9:00～19:50　土曜9:00～15:00）

相談時間
平日　9:30～10:30（11:30終了）
　　　13:00～19:00（20:00終了）夜間実施中
土曜10:00～14:00（15:00終了）